

福岡市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】

1. 計画策定の背景

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、発生した場合には、一般に人は免疫を獲得していないため、全国的かつ急速にまん延することとなり、生命や健康に大きな被害を及ぼし、社会機能や経済活動にも大きな影響をもたらす可能性がある。

※被害想定は2ページ「4」に記載

このような社会的影響の大きな感染症が発生した場合に、国家的な危機管理としての対策を行なうため、平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下「特措法」という。)が施行された。

特措法は、国、地方公共団体等の責務や新型インフルエンザ等の発生時における措置等を定めるとともに、国・県・市町村は、基本的な対策方針等を記載した「行動計画」を作成することが義務づけられている。

今回、特措法、平成25年6月に作成された「政府行動計画」及び政府行動計画を受けて同年9月に作成された「福岡県行動計画」に基づき、従来の「福岡市新型インフルエンザ対策行動計画」を踏まえ、新たに「福岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成するもの。

2. 特措法の目的

- 1)感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
- 2)国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

3. 対策推進のための役割分担

国 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、新型インフルエンザ等対策を総合的に実施するとともに、地方公共団体等が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を整備する。

【主な対策】

- ・政府対策本部の設置、基本的対処方針の決定
- ・水際対策(検疫の強化、有症者の隔離等)
- ・特定接種(医療関係者等への先行的予防接種)の決定、実施
- ・新型インフルエンザ等緊急事態の宣言※ 及び解除

※新型インフルエンザ等が国内で発生し、国民生活等に大きな影響を及ぼす恐れがある場合に宣言するもので、必要に応じて施設や催物の制限の要請・指示等まん延の防止措置などを行うことが可能となる。

福岡県 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、特措法に基づき国が決定する基本的対処方針により、地域医療体制の確保やまん延防止に関し適切に対応する。

【主な対策】

- ・福岡県対策本部の設置

- ・県内における医療体制の確保、国とともに抗インフルエンザウイルス薬を備蓄、配分
- ・特定接種の実施
- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴い、必要に応じて、施設使用や催物の制限、不要不急の外出自粛の要請 等

福岡市 感染症法に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関して県に準じた役割を担うとともに、特措法に基づき国が決定する基本的対処方針により、住民に対する予防接種などの対策を実施する。

【主な対策】

- ・福岡市対策本部の設置
- ・検疫所等との連携による空港等での水際対策
- ・市内における医療体制の確保、コールセンター・接触者外来の設置
- ・住民接種の実施、特定接種の実施
- ・要援護者への生活支援ほか市民生活の安定確保

4. 新型インフルエンザ発生時の被害想定

患者数等	福岡市		福岡県		国	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
医療機関を受診する患者数	15.2万人～28.4万人		52.9万人～97.5万人		1300万人～2500万人	
病原性による患者数等の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	6.2千人	2.2万人	2.3万人	7.5万人	53万人	200万人
死亡者数	1.9千人	7.3千人	7千人	2.7万人	17万人	64万人
1日あたり最大入院患者数	1.1千人	4.4千人	4千人	1.6万人	10.1万人	39.9万人

・政府行動計画及び福岡県行動計画に基づき推計

5. 福岡市行動計画の主要項目

- 1)実施体制……新型インフルエンザ等発生に伴う市対策本部の設置。
- 2)サーベイランス(※)・情報収集……サーベイランス体制の推進。積極的な情報収集・分析の実施。
(※)感染症法に基づいて行なわれる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握・分析。
- 3)情報提供・共有……市民等への迅速な情報提供の実施。
- 4)予防・まん延防止……個人・地域・職場等への感染対策の周知・啓発。
検疫所等との連携による空港等での水際対策。
- 5)予防接種……住民接種、特定接種の実施。
- 6)医療……外来、入院等の医療体制整備。
- 7)市民生活及び市民経済の安定の確保

6. 発生段階における主な対策

・地域での医療提供や感染対策等については、地域での発生状況に応じ、柔軟に対応する必要があるため、福岡県行動計画に基づき、以下の発生段階に分類し、対応方針を定める。

・各発生段階の移行については、県全体の発生状況を踏まえ、福岡県新型コロナウイルス等対策本部長（福岡県知事）が判断する。

発生段階	1. 未発生期 (新型インフルエンザ等が発生していない状態)	2. 海外発生期 (海外で新型インフルエンザ等が発生した状態)	3. 県内未発生期 (国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、 県内では患者が発生していない状態) ～県内発生早期 (県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、 すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態)	4. 県内感染期 (県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態)	5. 小康期 (新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態)
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えた体制整備 発生の早期確認に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の市内発生の遅延と早期発見に努める 市内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 市内での感染拡大を抑える 患者への適切な医療提供 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の維持 健康被害、市民生活及び経済への影響を最小限にする 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える
1. 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市新型コロナウイルス等対策連絡本部での情報共有 関係機関と連携し、訓練等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市新型コロナウイルス等対策本部の設置（政府対策本部の設置とともに設置） 			<ul style="list-style-type: none"> 政府対策本部の廃止とともに廃止。
2. サーベイランス ^(※1) ・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 通常のサーベイランス 学校などでの集団発生把握など 	<ul style="list-style-type: none"> サーベイランスの強化 学校等での集団発生把握の強化 新型インフルエンザ等患者の全数把握を開始 		<ul style="list-style-type: none"> 通常のサーベイランスに戻す 患者数が増加した場合、県と協議のうえで患者の全数把握を中止 	<ul style="list-style-type: none"> 通常のサーベイランスを継続 学校等での集団発生の把握など
3. 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 市民等へ新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策等について情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 感染予防策や症状が出現した場合の対応について周知 コールセンター（相談窓口）を設置 			<ul style="list-style-type: none"> 第一波の終息と第二波発生の可能性等について情報提供 国や県と連携し、コールセンター等の体制縮小
4. 予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 個人、地域、職場へ感染対策の普及啓発 関係機関との情報交換、連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症法に基づく入院措置、濃厚接触者への対応を実施 学校などの施設へ感染予防、感染拡大防止策の徹底を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、臨時休業を適切に行うよう学校等に要請 <p>◎県の対策（不要不急の外出自粛、施設の使用制限などの要請等）への協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者への対応を中止 	
5. 予防接種		<p>◎国の基本方針をふまえて、特定接種^(※2)を開始</p>	<p>◎国による接種方針をふまえ、住民接種を開始</p>		
6. 医療	<ul style="list-style-type: none"> すべての医療機関へ診療継続計画の作成を要請、支援 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置 患者は入院措置 		<ul style="list-style-type: none"> 原則として、すべての医療機関で診療を行う体制に変更 患者の入院措置を中止 国及び県と連携し、医療体制の確保を行う ◎必要に応じて、臨時の医療施設開設 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の医療体制に戻す
7. 市民生活及び市民経済の安定確保	<ul style="list-style-type: none"> 職場の感染対策等の準備するよう事業者へ周知 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の健康管理、職場の感染対策等の準備を事業者へ要請 	<ul style="list-style-type: none"> 職場の感染対策の徹底を要請 		<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への生活支援

◎特措法の施行に伴い、今回新たに追加した対応

(※1)サーベイランス…感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握・分析。

(※2)特定接種…医療関係者等への先行的予防接種。